

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約付属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づきこの3G通信サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより、3G通信サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、3G通信サービスに付随するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「付随サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法、文字メッセージ(メッセージ通信モードにより送受信されるメッセージをいいます。以下同じとします。)を配信する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款、注及び別記においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3G通信網	DS-CDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
3G通信サービス	3G通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するもの
サービス取扱所	(1) 3G通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により3G通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
専用回線等接続サービス	当社が別に定める専用回線等接続サービス
接続先特定サービス	当社が別に定める接続先特定サービス
3Gサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約
3Gサービス契約者	当社と3Gサービス契約を締結している者
3Gプリペイドサービス(s)契約	当社から3Gプリペイドサービス(s)の提供を受けるための契約
3Gプリペイドサービス(s)契約者	当社と3Gプリペイドサービス(s)契約を締結している者
3Gサービス(f)契約	当社から3Gサービス(f)の提供を受けるための契約
3Gサービス(f)契約者	当社と3Gサービス(f)契約を締結している者
3Gサービス(s)契約	当社から3Gサービス(s)の提供を受けるための契約
3Gサービス(s)契約者	当社と3Gサービス(s)契約を締結している者
3Gサービス(i)契約	当社から3Gサービス(i)の提供を受けるための契約

3G サービス(i)契約者	当社と 3G サービス(i)契約を締結している者
モジュールサービス(i)契約	当社からモジュールサービス(i)の提供を受けるための契約
モジュールサービス(i)契約者	当社とモジュールサービス(i)契約を締結している者
特定契約サービス(4G)契約	当社から特定契約サービス(4G)の提供を受けるための契約
特定契約サービス(4G)契約者	当社と特定契約サービス(4G)契約を締結している者
契約者	3G サービス契約者、3G プリペイドサービス(s)契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者、3G サービス(i)契約者、モジュールサービス(i)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者
移動無線装置	3G 通信サービスに係る契約に基づいて陸上（河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り又は受けるための当社の電気通信設備
取扱所交換設備	サービス取扱所に設置される交換設備
契約者回線	3G 通信サービス（3G 特定接続サービスを除きます。）に係る契約に基づき、無線基地局設備と契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は、同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）第 3 条に規定する種類の端末装備の機器
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第 10 条第 1 項の規定に基づき登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項に基づき届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
特定契約者回線	無線基地局設備と協定事業者(当社が定める電気通信事業法第 34 条 第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に基づき接続する仮想携帯電話事業者に限ります。)と契約している者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
3G チップ	契約者識別番号（契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。以下同じとします。）その他の情報の小型記憶装置であって、当社が 3G 通信サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
3G チップ(e)	契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置であって、当社が 3G 通信サービスの提供にあたって、契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
相互接続点	(1) 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 (2) 専用回線等接続サービスに係る契約に基づく、当社が提供する 3G 通信

	<p>網と契約の申込者が指定する電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点</p> <p>(3) 接続先特定サービスに係る契約に基づく、当社が提供する 3G 通信網と契約の申込者が指定する電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点</p> <p>(4) 当社が提供する 3G 通信網と当社がこの約款以外の契約約款等 (契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定めるものをいいます。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス (4G 通信サービス契約約款に定める 4G 通信サービス、ワイモバイル通信サービス契約約款 (電話サービス編) (タイプ 1・2) に定める電話サービス (タイプ 1)、EMOBILE 通信サービス契約約款 (EMOBILE 4G-S 編) に定める EMOBILE4G-S、LINEMO 通信サービス契約約款に定める LINEMO 通信サービス及び無線利用型 IP 電話サービス契約約款に定める無線利用型 IP 電話サービス (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第 4 号。以下「番号規則」といいます。)に規定する音声伝送携帯電話番号に係るものに限り、)を除きます。)に係る電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点</p> <p>(5) 当社が提供する 3G 通信網と仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス (別に定める直収パケット交換機又は中継交換機を介して行う接続を伴う場合に限り、)に係る電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点</p>
契約者回線等	3G 通信網、電話網、又はパケット通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
携帯電話事業者	当社又は協定事業者であって、番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者
固定電気通信事業者	当社又は協定事業者であって、国内固定電気通信役務を提供する電気通信事業者
選択中継事業者	当社又は協定事業者であって、番号規則に規定する事業者設備識別番号を用いて相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
IP 電話事業者	当社又は協定事業者であって、番号規則に規定する固定電話番号又は特定 IP 電話番号を用いて、インターネットプロトコルにより電気通信サービスを提供する電気通信事業者
国際電気通信事業者	当社又は協定事業者であって、国際固定電気通信役務を提供する電気通信事業者
海外事業者	事業法第 40 条の規定に基づき認可を受け、当社と電気通信業務に関する協定を締結した本邦外の政府又は者若しくは法人
BWA アクセスサービス事業者	協定事業者であって、BWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者
相互接続通信	契約者回線又は特定契約者回線と相互接続点 (専用回線等接続サービス又は接続先特定サービスに係る相互接続点を除きます。)との間の通信
国際通信	通話モードにより行われる相互接続通信であって、当社が別に指定する番

	号等を使用して本邦と本邦外との間で行われるもの
メッセージデータ	契約者識別番号を利用して送受信されるメッセージ(メッセージ通信モードにより送受信されるものを除きます。)又は当社が付与するメールアドレスを利用して一般通信により送受信されるメッセージ
電子メール	当社が付与するメールアドレス又は契約者識別番号を利用して相互接続通信により送受信されるメッセージ
国際メッセージ通信	メッセージ通信モードにより行われる相互接続通信であって、当社が別に指定する番号等を使用して契約者回線から海外事業者及び本邦外の電気通信事業者(本邦外で電気通信業務を提供する政府又は者若しくは法人をいいます。以下同じとします。)に係る電気通信設備へ行われるもの
国際アウトローミング	料金表第 1 表第 2 に規定する国際アウトローミング
課金対象パケット	契約者回線と取扱所交換設備又は相互接続点との間において伝送される符号又は映像等(制御信号等のうち符号又は映像とみなされるものを含まず。以下同じとします。)を含むパケット
特定電子メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)(以下「特定電子メール法」といいます。)第 2 条第 2 項に規定する特定電子メールに該当すると当社が認めたメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージ。
起算日	当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日
料金月	1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和 2 年法律第 53 号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和 2 年総務省令第 110 号)により算出された額に基づいて当社が定める料金

(注)当社は協定事業者名を、当社が指定するサービス取扱所において閲覧に供します。